



復興係数・復興歩掛の継続について

令和2年1月23日の国土交通省の発表に続いて、1月29日に広島県が復興係数・復興歩掛を、令和2年度も継続することを発表しました。

呉市においても、入札不調が多く発生し、また農林施設災害の進捗も遅れている状況から、復興係数・復興歩掛を令和2年度も継続して適用し、引き続き円滑な施工の確保を図ります。

【継続内容】

1 対象工事

呉市が発注する災害復旧工事で、施工条件等を勘案し、作業効率低下のおそれがある工事を対象とします。

対象工事は、入札公告に適用する旨を記載し、特記仕様書に適用する内容を記載します。

2 復興係数

共通仮設費及び現場管理費に、1.1の補正係数を乗じて経費を補正します。

3 復興歩掛

土工の日当たり標準作業量を、20%低下させて作業効率を補正します。

復興歩掛の対象となる土工は、次のとおりです。

- (1) 機械土工（掘削，掘削（ICT），河床等掘削，積込（ルーズ），積込（コンクリート殻））
- (2) 砂防土工（掘削（砂防），積込（ルーズ）（砂防））
- (3) 土の敷均し締固め工（路体（築堤）盛土，路体（築堤）盛土（ICT），路床盛土，路床盛土（ICT），整地）